

中札内村新庁舎建設基本構想・基本計画

中札内村

平成 29 年 11 月

第1章 基本構想・基本計画の目的

1. はじめに

中札内村役場の庁舎は、延べ面積 1,176 m²で昭和 43 年(1968 年)10 月に建設され、現在築 48 年。十勝管内では芽室町役場と同じく最も古い庁舎です。建設後は、行政の複雑化に伴い事務室が不足したため、平成 8 年に産業課・車両課・農業委員会を隣接する農村環境改善センターに移転し、保健福祉にかかわる業務についても老人保健福祉センターに移転しています。

建物の老朽化による問題も生じており、昭和 56 年に施行された現行の耐震基準を満たしておらず、平成 20 年に実施した耐震診断の結果では、耐震性の不足など地震に対する危険性が指摘されています。

また、本庁舎はエレベーターやトイレなど高齢者や障害のある方への対応も十分ではなく、利便性に欠け、来庁者などにやさしい建物になっておりません。

このような状況の解決は、本村にとって長年の懸案事項であり、これらの問題を解消するため、新庁舎の建設について検討を行ってきました。「中札内村新庁舎建設基本構想・基本計画」はこれまでの新庁舎建設をめぐる検討を踏まえて、本村が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる基本的な考えを示すものであり、今後策定される「基本設計」、「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。

第2章 新庁舎の必要性

(1) 現庁舎の問題点

1. 耐震性の不足

現庁舎は、昭和 56 年に改正された建築基準法の耐震基準以前に建設されており、平成 5 年の釧路沖地震、平成 15 年の十勝沖地震では間仕切り壁の一部に亀裂が入りました。

このことから、庁舎の耐震性を確認するため、平成 20 年に耐震診断調査を実施し、診断の結果、耐震性能は不良で、特に梁間方向（東西）の 1 階の構造耐震指標は $I_s=0.346$ で、構造耐震判定指標 $I_{so}=0.6$ を大きく下回り、大地震での倒壊・崩壊の危険性が高いと判断されています。構造体の耐震性能は、構造耐震指標（ I_s ）の数値が大きいほど耐震性が高くなります。

本庁舎は、災害発生時の防災拠点としての役割を担う重要な施設に位置づけられるため、被災後も本庁舎が使用可能な状態でなければなりません。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、官公庁施設も大きな被害を受け、防災拠点としての機能が果たせなかった事例も多くありました。このような状況から、平成 8 年に官庁施設の総合耐震計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）が定められ、災害応急対策活動に必要な施設は用途指標（重要度係数）1.50 とし、構造耐震判定指標 I_{so} を 0.90 と設定することが望ましいとされています。

2. 施設・設備の老朽化

- ①建物は全体的に老朽化が進んでいます。また、衛生排水設備については、修繕が必要な部分もありますが、費用対効果を考えると困難な状況にあります。
- ②内外壁の塗装や屋上の防水工事、ボイラーの取り替えなどについては、随時行っていますが断熱が極めて悪く、冬期間の室温の低下が著しく、執務環境及びエネルギー効率が悪い状況です。

3. 狭隘など

- ①現庁舎は、建設時に比べ、行政事務の拡大や職員数の増加、電算化による機器の増加などに伴い事務室が狭隘化しています。
また、コンセント不足による電気配線の混雑、ケーブル配線の混雑が増加しています。
- ②村民からの相談などに対応するための部屋が常時確保されていません。
- ③来庁者が気軽に休憩できる場所がありません。
- ④多目的トイレやエレベーターが設置されてなく、2階へのアクセスが困難であり、バリアフリー対応ができていません。
また、2階に女性用トイレがないため、女性職員・議員等をはじめ、会議や議会傍聴、確定申告などの来庁者に不便をかけています。
- ⑤電算システムの拡大により、電算室が窮屈な状況にあります。

4. 庁舎の事務機能

現在は、隣接する農村環境改善センターに産業課・施設課・農業委員会、老人保健福祉センターに福祉課、文化創造センターに教育委員会の事務所が分散していることから、村民サービスの低下や行政効率の低下を招く要因になっています。

(1) 新庁舎建設の必要性

昭和43年に建設した現庁舎は、これまで随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修は困難な状況であります。

現庁舎は建築から40年以上が経過し、法定耐用年数の50年も迫っており、建物等の老朽化やバリアフリー対応への不足といった問題を抱えています。

さらに、平成7年の阪神・淡路大震災及び平成28年の熊本地震では、官公庁施設も多くの被害を受け、防災拠点としての機能が果たせなかった事例も多くあり、災害応急対策活動に必要な施設（災害対策本部）として望ましいとされる強度が求められています。

このように、現庁舎は耐震性を始めさまざまな課題を抱え、村民の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障をきたしており、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも新庁舎が必要となっています。

第3章 新庁舎の建設方針

(1) 新庁舎建設の基本理念

庁舎は子供からお年寄りまで、また、障害を持った方や外国人の方など、多くの村民が訪れる場所であるため、誰にとっても利用しやすく、職員にとっては働きやすい場所であることが望まれます。

また、庁舎は、中札内村のまちづくりの拠点であり、災害時には災害対策本部としての機能を備えていることが必要です。

(2) 新庁舎に求められる基本的機能

ユニバーサルデザイン（障害のある方や高齢者などの区分なしにすべての人にとって使いやすいようにデザインされたもの）に配慮し、コンパクトで機能的な庁舎づくりを行います。

① 窓口機能

- ・訪れた方が休憩を取れる十分な待合スペースを確保します。
- ・行政情報や観光情報のスペースを設置し、利用者へ情報発信をします。
- ・相談室を設け、相談者のプライバシーに配慮します。
- ・利用の多い窓口業務を可能な限り集約し、利用者の利便性や住民サービスの向上に配慮します。

② 執務機能

- ・利用者空間と執務空間を明確にし、スムーズな人の流れを作ります。
- ・適切な執務スペースを確保し、効率的な執務環境を整えます。
- ・選挙や税申告業務などへの対応を可能とし、多目的な利用ができる会議室の確保を図ります。

③ 防災拠点機能

- ・災害時に災害対策本部として機能するために必要な防災関係機関等との通信情報設備や無線通信設備などを備える計画とします。
- ・災害時に対策本部を設置するなど多目的利用ができる会議室を整えます。

④ 議会機能

- ・議員控え室及び議場については、他の目的に有効活用できるようにします。

⑤ 情報管理機能

- ・個人情報や行政文書などが適切に管理できる設備を整えます。
- ・高速通信や情報セキュリティの強化に適した設備を整えます。

(3) 維持管理を考慮した経済的な庁舎

財政状況が厳しさを増す中、自主財源の乏しい財政基盤においての新庁舎建設は、慎重な財政計画の下で、建設や維持管理コストを十分に認識しながら進めていく必要があります。

行政組織の改編に対応できるよう「柔軟性」の高さや事務の効率性を重視するとともに、維持修繕や清掃などの管理が容易に行え、かつ長期的な維持管理費の低減が図れる庁舎とします。

また、再生可能エネルギー利用についても、補助制度や技術革新などの動向を見極めながら導入の可能性を検討していくこととします。

(4) 景観に配慮した庁舎

「日本で最も美しい村」連合に加盟し、「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」を制定している村は、庁舎を建築するにあたり、景観形成に関する適切な配慮を行い、人々に快適さや、安らぎをもたらす庁舎及び周辺整備を行います。

第4章 新庁舎の建設位置

(1) 建設候補地

庁舎建設が可能な敷地面積を確保できる候補地として4箇所を抽出し、次の視点から比較します。

- ① 用地購入による財政負担を抑制するため、村有地であることとします。
- ② 利用者に配慮した中心市街地とします。

(2) 建設候補地の選定結果

A 地区 中札内村大通南2丁目3番地ほか（現庁舎）

（大通南2丁目3、4、5、6、7、8、9、10、11番地 3,569.60 m²）

B 地区 中札内村東1条南1丁目2番地ほか（旧中札内保育所）

（東1条南1丁目2-1番地、東2条南1丁目6-1 7,165.08 m²）

C 地区 中札内村東3条南3丁目6-1番地ほか（鉄道記念公園南側）

（東3条南3丁目6-1(貨車部分除く)、南4丁目10-1 約5,992 m²）

D 地区 中札内村東4条南3丁目1番地（元中札内高校）

（東4条南3丁目1番地(体育館・校舎部分など除く) 約20,000 m²）



(3) 平成 22 年度の総務省起債許可に係る標準面積に基づく算定(参考)

標準面積に基づいて算定した場合は、次のとおりです。

用途・室名	面積基準 (㎡)	職員数	必要面積 (㎡)
① 事務室			401.4
特別職	54	2	108.0
課長級	11.25	6	67.5
課長補佐・係長級	8.1	14	113.4
一般職員 (嘱託・臨時含む)	4.5	25	112.5
職員数合計		47	
②倉庫	①の 13%		52.2
③会議室・便所・洗面所・その他諸室	7 ㎡×職員数		329.0
④玄関・広間・廊下・階段等の交通部分	(①+②+③)×40%		313.0
⑤議場等	35 ㎡×議員数	8	280.0
計			1,375.6

(4) 必要とされる規模

起債基準面積においては、防災対策に関するスペースや再生可能エネルギーの導入に係るスペースが勘案されていませんが、コンパクトで機能的な庁舎の建設を目指すことから庁舎規模は 1,700 ㎡を上限とします。

(5) 駐車場、駐輪場の算定

改善センターと役場の駐車場は、身障者用 1 台分を含めて現在 53 台分ありますが、明確な職員用駐車場の区分が無く、現状の使用状況から、来客者用の駐車場は 50 台分×25 ㎡ (1,250 ㎡) の確保が必要です。

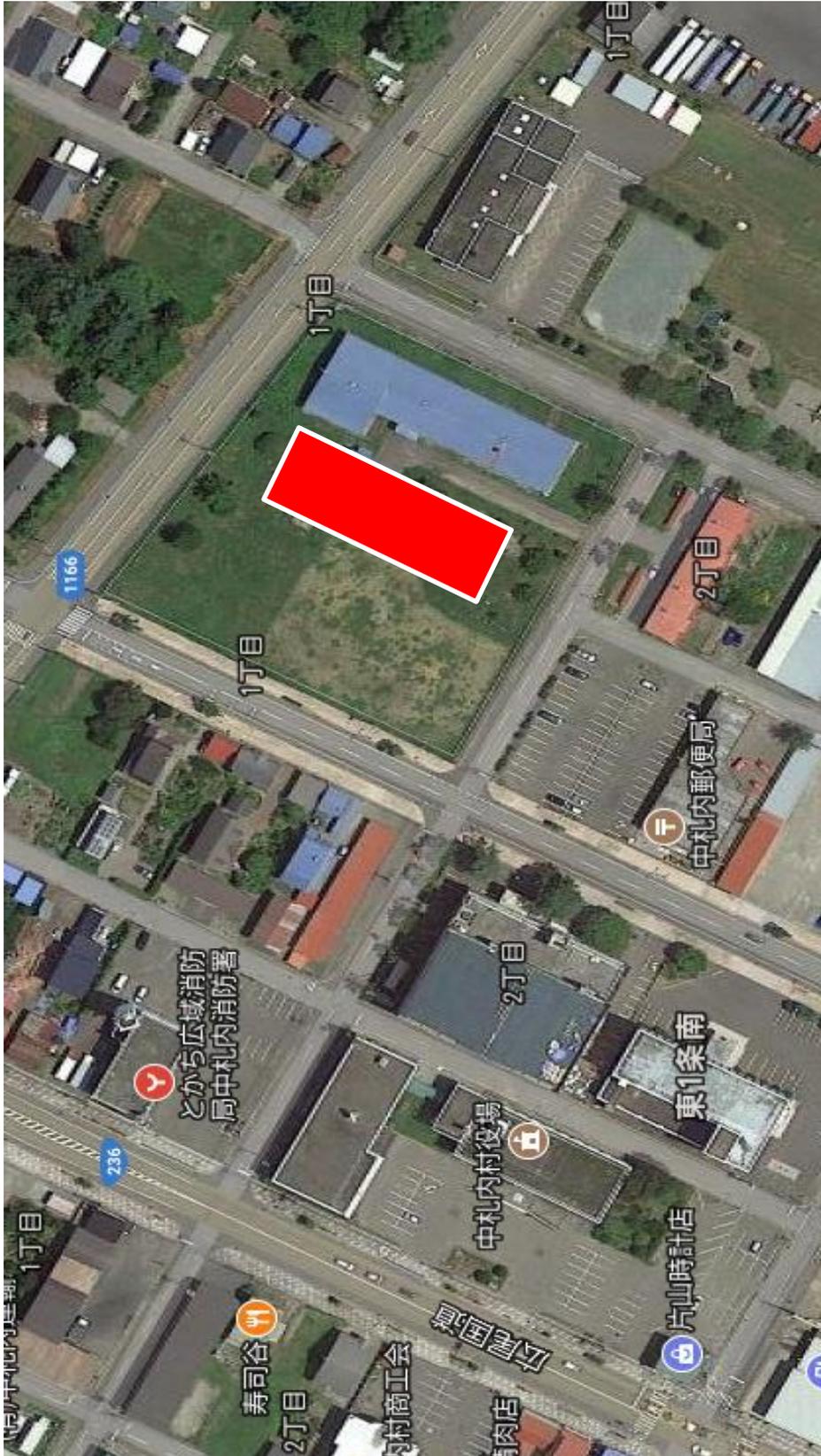
自転車での利用者や通勤で自転車を利用している職員が多いことから 20 台分×0.75 ㎡ (15 ㎡) の確保が必要です。

3. 建設候補地の比較検討結果 **B 地区**

市街地の中心地であることから、村民の利便性、まちなかの賑わいの創出などからの検討と、第 6 期まちづくり計画策定時 まちづくりアンケートにおいて、新庁舎の建て替え場所の回答結果から、A 地区又は B 地区画が候補地として最適と思われ、この 2 地区から比較検討を行いました。

比較表のとおりそれぞれメリット・デメリットがありますが、現庁舎の建て替えは、2 回の引越しが必要となり、電算システムなどに伴う経費が大きくなることと浸水想定区

域は「防災拠点機能」に疑問符がつくことから旧保育所跡地が候補地として最適地と思われ
れます。



仮の配置図 16m×50m 2階建て 1600㎡ (旧保育所 16.875×55.875)

比 較 表

	A地区（現庁舎敷地）	B地区（旧保育所敷地）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・国道に面し、アクセスがとてもよい。 ・改善センターと一体化できれば効率的 ・各種の所在地の変更が不要（様式、封筒、名刺など） ・住民に良く知られた場所である。 ・十勝バス路線に面している。 ・農協。商工会などの主要施設と隣接しているため、村民にとって利便性がある。 ・公共交通機関（十勝バス）の停留所などが比較的近い、利用者にとって都合がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インター線に面し、アクセスがよい。 ・現状より2倍の敷地面積があり、自由度が高い。 ・仮庁舎不要、引越し1回 ・浸水想定区域外で水害時対策本部等設置には有益 ・良好な外構の緑地等環境整備が可能 ・来客・職員・公用車駐車スペースの分離確保が可能 ・駐車場や駐輪場を十分確保することが可能となるほか、将来的に付帯する建物や構築物が必要となった場合、敷地内への設置が可能となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が狭い。浸水想定地区（50cm以下） ・施設の建設場所等が限られてしまうため、自由度が低い。 ・仮庁舎への移転が必要、引越し2回 ・改善センターと一体化した場合の補助金返還 ・新旧施設の混合建物になり、将来的に不規則な修繕、改修が必要 ・現敷地とした場合、仮庁舎への移転期間が約1年半に及ぶため、仮にプレハブを使用する場合においては、猛暑・寒冷の両方に対応可能な対策が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧庁舎敷地の跡地利用が問題となる。 ・改善センターの利活用が問題となる。 ・役場があっても賑わいに繋がらないという意見もあるが、中心街活性化の問題に逆行する形となるため、移転の際は利用方法の検討が必要 ・改善センターの管理・・・委託 ・各種の所在地の変更が必要（条例、様式、封筒、名刺など）

「まちづくりアンケート（第6期まちづくり計画策定）」住民アンケート集計

E-9 問16 現在の庁舎は、耐震基準が満たされていないため、大地震で倒壊の恐れがあることから、庁舎建て替え計画を検討しています。新しい庁舎の建て替え場所について

	回答数	構成比
(1) 現在の庁舎位置（大通南2）	113	43.8%
(2) 旧中札内保育園跡地（東1南1丁目）	110	42.6%
(3) 鉄道公園敷地（東3南4丁目）	17	6.6%
(4) その他	12	4.7%
無回答	6	2.3%
計	258	100%

4. 新庁舎建設に伴う他の公共施設の処遇と整備

(1) 老人保健福祉センター

周辺区域は保健・福祉ゾーンとして整備されており、老人保健福祉センターは「福祉の拠点」として耐震補強を含めて事務スペースの拡充など機能強化に努めてきていることから、移転は行いません。

(2) 文化創造センター

周辺区域は教育文化ゾーンとして整備されており、中核となる文化創造センターは教育委員会事務局を設置していることから、移転は行いません。

(3) 農村環境改善センター

産業課・施設課・農業委員会を新庁舎へ集約します。不要となる事務スペースはまちなかにぎわいに向けての活用検討を進めます。

第6章 事業費

(1) 概算事業費と財源

事業費の算定に当たっては、近年の他の自治体における建設の事例などを参考にしながら、以下のとおり概算の内訳を想定しています。しかし、資材価格の高騰など、今後の社会情勢による変動や、現在想定している以外の工事の発注も考えられます。財源については、庁舎建設基金と地方債（公共施設等適性管理推進事業債 平成 32 年度まで）を活用し、将来の住民負担を抑えるものとします。

(鉄筋コンクリート造で建設した場合の概算事業費の試算)

実施事業	金額 (千円)	備 考
基本設計費	14,500	
実施設計費	34,800	
建設費	595,000	1,700 m ² ×350,000 円 (庁舎本体、電気・下水道、エレベーター、非常用電源設備など)
移転費用(新庁舎)	30,000	防災システム含む
現庁舎取り壊し等	20,000	632 m ² ×約 30,000 円
再生可能エネルギー関連工事	80,000	
備品・什器	38,000	
付帯工事	59,000	外構等
工事監督費	10,000	
合計	881,300	

※事業費は先進事例等を勘案しながら試算したものです。

(財源の内訳)

費 目	金額 (千円)	庁舎基金	補助金	起債	備荒	一般財源
基本設計費	14,500	14,500				
実施設計費	34,800	34,800				
建設費	595,000	235,000		360,000		
移転費用	30,000	15,000				15,000
現庁舎取り壊し等	20,000	20,000				
再生可能エネルギー関連工 事	80,000	44,000	36,000			
備品・什器	38,000	30,700				7,300
付帯工事	59,000	19,000		40,000		
工事監督費	10,000	10,000				
合計	881,300	423,000	36,000	400,000		22,300

第7章 建設スケジュール

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
基本構想		⇔				
基本計画		⇔				
整備方針		⇔				
基本設計			⇔			
実施設計				⇔		
各種申請				⇔		
建築工事					⇔	
外構工事					⇔	
移転					⇔	

新庁舎整備方針

新庁舎の基本的な役割や期待される役割、本村を取り巻く現状を踏まえた上で、「村民」、「防災」、「環境」、「コスト」の4つの視点を大切にします。

村民	<p>①誰でもが利用しやすい庁舎 ワンストップサービスの提供や、ユニバーサルデザインの採用などにより、誰でもが利用しやすい庁舎とします。</p>
	<p>②協働のまちづくりの拠点となる庁舎 住民活動・議会・行政などの情報発信の充実を図り、それぞれが交流・連携し協働のまちづくりの拠点となる庁舎とします。</p>
	<p>③まちなかにぎわいスポットの創出 人が集い、活動の拠点として村民に親しまれる庁舎とします。</p>
防災	<p>④危機管理の中心的役割を果たす庁舎 地震や豪雨・豪雪など、災害に強い庁舎とし、災害発生後も災害対策本部として確実に機能し、危機管理の中心的役割を担う庁舎とします。</p>
環境 ・ 景観	<p>⑤環境に配慮した庁舎 本村の気候風土に調和し、最高や通風などの自然エネルギーの活用や省資源・省エネルギー技術等の導入により、地球環境に配慮した庁舎とします。 庁舎建設にあたっては、良好な景観形成に努めます。</p>
コスト	<p>⑥将来の変化に柔軟に対応できる庁舎 新庁舎の建設にあたっては、無駄のないシンプルな建物とすることで、建設費や維持管理費の縮減を図ります。 また、職員が働きやすい執務空間の効率的なレイアウト、利用頻度に応じたスペースの多目的利用などを考慮し、将来の社会変化に柔軟に対応できる庁舎とします。</p>

